

大阪芸術大学グループ エクステンションセンター 規約

制定 2005年2月24日

(趣旨) 第1条	この規約は、大阪芸術大学グループエクステンションセンター(以下「センター」という。)が開講する講座(コースを含み、以下「講座」という。)の受講に関して、必要な事項を定める。
(受講申込手続) 第2条	センターが開講する講座の受講を希望する者は、所定の期間内に受講申込書に必要事項を記入のうえセンターに提出し、受講料等を納入するものとする。この場合において、受講料等については、別に定める。
(講座の期間及び修了) 第3条	講座の期間は、講座案内等に記載のとおりとする。 受講の修了は、受講講座に関して80%以上の出席をもって認定し、修了証を交付する。
(受講生証) 第4条	受講生には受講生証を交付する。受講生は、受講の際には、常に受講生証を携帯し、センターの講師又は職員が提示を求めた場合は、それを提示しなければならない。 受講生証を提示することにより、教材の受領及び配架資料、関係施設などの利用サービスを受けることができる。
(不正受講禁止) 第5条	受講生は、受講申込手続の完了した講座以外の講座を受講することはできない。 受講生が申込以外の講座を受講したことが判明した場合には、当該受講生が申込手続きを完了して受講している講座についても、その受講を取り消す。なお、既に納入した受講料等は返還しない。
(申込講座の変更及び取消し) 第6条	受講申込手続の完了した講座については、変更及び取消しを認めない。 前項の規定にかかわらず、疾病等、その事情をセンターがやむを得ないものと判断した場合についてのみ、講座の変更を認めることがある。
(講座の開講) 第7条	各講座はパンフレットに記載した予定表に従い講座を行う。 講師の都合や授業の組具合により講座時間や内容を変更することがある。 講師の病気・事故・交通機関のストライキ・天変地異などにより休講や講師の変更がある。
附則	講座が期間途中で中止になった場合には受講料を返還する。また休講の場合には原則として補講を行う。 各講座は定員になり次第募集を終了する。また申込が一定以上に満たない場合は講座を開講しない場合がある。 この規約は2005年4月1日から施行する。